平成２６年度法調会報告書

日　時　　平成２６年１２月３日（水）１３時００分～１４時４５分
会　場　　津合同庁舎　３階会議室
出席者(敬称略)
【津地方法務局】※以下、「法務局」と略記

局長	檜山	達雄
次長	松山	芳和
総務課長	渡辺	富雄
首席登記官	所	満
総括表示登記専門官	射場	俊夫
表示登記専門官	今井	一光
登記相談官	荒木	恵子
庶務係長	市岡	哲治（司会進行）

【三重県土地家屋調査士会】※以下、「調査士会」と略記

会長	神戸	照男
副会長	島	庄平
副会長	永井	哲也
副会長	古尾	圭一
常任理事	萩原	巧
常任理事	堀江	秀弥
常任理事	西脇	春治
常任理事	杉本	敦司

１．法務局挨拶　　檜山達雄局長

日頃、貴会におかれましては、不動産の表示登記制度につきまして、御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年１０月に開催しました、「全国一斉法務局休日相談所」におきましても、貴会会員を派遣いただき、県民の方からの相談に応じていただきましたこと、厚く御礼申しあげます。

昨年に貴会が設立されました「境界問題相談センターみえ」につきましては、法務局の「筆界特定制度」との連携をはかり、お互いに協力体制をとっていくことで県民

の期待に応えていきたいと考えています。
　国家公務員の定員につきましては、平成２７年度以降２％の定員削減を行い、５年で１０％の合理化が図られる予定となっています。当局におきましても、事務の改善・合理化を図り、オンライン申請の利用拡大を推進していきたいと考えておりますので、御理解御協力をお願いいたします。
　法調会は平成２１年以来５年ぶりの開催となるわけですが、このような意見交換の場は非常に大切であると考えておりますので、本日はよろしくお願いいたします。

２．調査士会挨拶　　神戸照男会長

　日頃は、当会の会務運営にご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
　貴局の「筆界特定制度」につきましては、当会会員も所属いたします筆界調査委員との協力体制のもと実施していただいているところでございますが、昨年当会が設立しました「境界問題相談センターみえ」と「筆界特定制度」との連携につきましても、積極的な協議を今後ともよろしくお願いいたします。
　「境界問題相談センターみえ」の設立により、全国５０の調査士会すべてにＡＤＲセンターが設立されたことになり、本年１１月１４日には、「境界紛争ゼロ宣言」をスローガンに、日調連主催のシンポジウムが開催されたところであります。
　本日は、５年ぶりの法調会の開催ということで、よろしくお願いいたします。

［法務局：局長、次長退席］

３．連 絡 事 項　　所満首席登記官

・登記事件数について
　登記事件数の動向については、平成２２年までは減少していたが平成２３年以降は微増傾向となっています。
　当局管内の表示に関する登記の事件数は、平成２４年が約 108,000 件、平成２５年約 99,500 件となり約８％の減少となりますが、地図訂正を除くと平成２４年約 41,000 件、平成２５年約 44,000 件となり、約７％の増加となります。
　平成２６年については、９月末現在で約 32,800 件となり、前年の同時期と比べ約２％の増加となっています。

・筆界特定制度について

平成２６年１１月末現在で９申請１５手続きとなっており、前年より増加しています。処理期間につきましては、６ケ月以内で完了しています。

・当局の取り組み状況について

権利の登記は、中一日での処理を目指しており、表示の登記については効率的な実地調査を心掛けて取り組んでいます。

登記相談については、本年１月より、管内全庁で一般の方の事前予約制を導入したところですが、貴会会員におかれましては、引き続き電話による事前予約をお願いいたします。

平成２４年から実施してきた、登記情報と地図情報との不一致を修正する作業については、平成２６年７月に完了しました。（解消できなかった事案有り。）

・地図作成について

伊勢市船江で２年目作業を行っており、１２月１３日、１４日に縦覧が予定されています。また、四日市で１年目作業の予定です。

・登記識別情報の様式変更について

現様式についてはシールがはがれない、長期間保存すると見えない等の問題点が指摘されているところですが、現在、新様式への変更が進められています。

新様式は、折り込み式（機械で封かんし、切り取り線で開封。）となり、ＱＲコードが付され読み込み可能となります。

来年の２月から設備の設置を開始し、設備が整ったところから順次実施していく予定となっています。

調査士会：変更実施の際は、当会へ文書で通知いただけるか？

法 務 局：現時点では決まっていないが、本省から連絡があり次第、お話はさせていただく。

４．要 望 事 項

①登記事務処理について【調査士会提出】

支局によっては、完了予定日までに書面の調査が終わっていないケースがあるとの報告を受けている。実地調査により完了予定日が過ぎてしまうことは理解できるが、少なくとも書面の調査は完了予定日までに行っていただきたい。過去の打合せ会において、完了予定日を過ぎる場合は連絡をいただけることになっているが、実地調査以外の理由で遅れる場合でも、連絡をいただけない支局があるようである。

また、人員削減により状況は困難であると思うが、人員の適材配置にも配慮していただきたい。

法 務 局：事務処理の期間については、貴会会員に直接影響することであり、重要なことであることは承知しており、一部の支局等で若干処理が遅れていることも承知している。支局等からは、処理遅延の原因の一つとして、一昨年の豪雨災害復旧関連事業による嘱託事件が多いとの報告を受けている。
本局としては、計画的な処理をするよう指導しているところであり、完了予定日についても、現実に即した設定とするよう指導している。
現在、処理が遅れている支局等については、本局からの事務応援等の支援を行っているところであり、今後も各庁の処理状況を注視し、適切な支援をしていきたいと考えている。

調査士会：実地調査で処理が遅れているのか、他の事情で遅れているのかの把握はされているか？

法 務 局：支局等とは、毎日連絡をとり処理状況の報告は受けているが、そういった把握はしていない。本局の場合、処理が遅れるのは実地調査を要する事件のみであり、大量事件等の特別な理由がある場合は、事前連絡を行っている。

調査士会：実地調査はどのように行っているのか？

法 務 局：本局の場合は、管轄区域を北地区と南地区に分け、交互に実地調査を行っている。ほぼ毎日行っているが、天候不良等の理由により遅れることはある。支局等についても同様であると承知している。

調査士会：今後、会員からの情報があればお伝えさせていただくので、対応をお願いしたい。

②オンライン申請に関するアンケートの活用について【調査士会提出】

オンライン申請の利用推進について、先般当会で実施したアンケート結果に基づき、システム改善等を検討していただくよう提言していただきたい。

法 務 局：先般のアンケート結果において、メリットに関すること、システム改善に関すること等、たくさんのご意見・ご要望をいただいたところであるが、システム改善については、既に上部機関に要望させていただいた。
費用対効果の問題で難しいとは考えるが、今後も引き続き要望をしていきたいと考えている。
また、先般のアンケート結果によると、環境設定及び操作方法の説明会の

実施要望もあったが、貴会の支部等で実施していただければ職員の派遣も可能である。また、可能な範囲で各事務所へ説明に伺う等の対応も検討させていただくのでご周知願いたい。

調査士会：オンラインの申請率がわかれば教えていただきたい。

法 務 局：表示に関する登記の申請率については、概算程度の把握はしているが、調査し後日提供させていただく。
（オンライン申請率については、法務省ホームページにも不動産登記及び商業・法人登記ごとのオンライン申請件数は統計があり提供するが、不動産の表示登記のオンライン申請件数に関する統計はない。）

③非調査士への対応について【調査士会提出】

規則３９条の２の規程による調査（非調査士調査）について、当会の各支部が調査に協力させていただいているところであるが、可能であれば非調査士への対応について、各支部あてに報告をお願いしたい。

また、調査実施時に「調査中」の看板の設置をお願いしたい。

法 務 局：調査結果の報告については、個人情報に絡む問題であるため、可能であれば対応したいが、当局だけでは判断できない。
また、看板の設置については、指針の範囲内でできるか検討させていただくが、実施場所が会議室であるため期待される効果はないと思われる。

調査士会：昨年は処置した件数が２件であると承知しているが、どのような処置をされたのか？

法 務 局：２件とも警告を行っている。

調査士会：どのような事例かの公表も難しいか？

法 務 局：告発の処置であればできるかもしれないが、警告は処分行為でもなく法的根拠が無いため難しいと考える。

調査士会：内部資料として頂くこともできないか？

法 務 局：今お答えするのは難しい。要望があったことは伝えさせていただく。

調査士会：一人の対象者に対し、複数回の警告を行ったケースはあるか？

法 務 局：対象者には連絡をして事情確認は行っているが、そういったことは把握していない。

調査士会：調査していただき常習化しているケースがあれば、一歩踏み込んだ処置をお願いしたい。

５．協 議 事 項

①法調会運営要綱および法調事務打合せ会運営要綱について【調査士会提出】

現実の運営状況と齟齬が生じているため、今後の運営について協議をお願いしたい。

法 務 局：今回の法調会が５年ぶりの開催ということであり、現状としては法調事務打合せ会の年１回開催が現実に即していると考える。現行の要綱では、法調会は原則６月と１１月の各１回の開催となっているが必要に応じて開催と改め、法調事務打合せ会の開催時期についても現実との齟齬が生じているため、開催月を定めず原則年１回の開催と改める方向で検討したい。

当局において案を作成し、貴会に提示させていただく。

（法調事務打合せ会運営要綱は、平成２４年６月４日に改正され、名称が法調実務打合せ会へと変更していたことが判明。今後は法調実務打合せ会として開催していくこととなる。）

②規則９３条調査報告書について【調査士会提出】

規則９３条調査報告書の改定案が示されているところであるが、現在使用している調査報告書についての問題点等があれば教えていただきたい。

法 務 局：改定案については、民事局より意見照会があり１１月末に回答したところである。改定の主旨としては、二重記載の解消が主題であり、調査しやすいよう配慮されたものと聞いている。

改定時期については聞いていないが、日調連と民事局で調整していくことになると思われる。新様式になった際は、打合せをお願いしたい。

調査報告書の記載に関するお願いであるが、建物表題登記で内部の写真が添付出来ない場合、入居済み等の記載をしていただきたい。平成２４年にもお願いしているところであるが、再度周知願いたい。

また、内部写真の代わりに生活感のある写真（窓越しからの内部写真、アンテナ・表札・室外機・給油機等の写真）を添付していただければ、実地調査省略のケースであると考える。

調査士会：内部の写真が添付されていれば１００％実地調査省略か？

法 務 局：他の要因も考えられるので１００％とは言えないが、他に問題がなければ実地調査省略のケースである。

調査士会：検査済証が添付されていても実地調査は省略できないのか？

法 務 局：取扱要領により、検査済証の添付のみでは省略できない。

本省の指針を超えて省略はできないので、現時点で省略可能な手立てを考

えて行きたい。

調査士会：土地についてはどうか？

法 務 局：土地については、再分筆のケースが考えられるが、境界標及び境界線方向の写真の添付をお願いしたい。

調査士会：現在の調査報告書様式について問題点はあるか？

法 務 局：様式については、改定当時の両担当者が協議し決定したものであるので問題があるとは考えていないが、現実問題として個々の調査士により記載内容、記載方法に差異があるのは事実である。

③ＡＤＲと筆界特定制度の連携について【法務局提出】

貴会の「境界問題相談センターみえ」と当局の「筆界特定制度」との連携協議において、昨年度より作成してきた合同パンフレットが先日完成したところであるが、今後、裁判所や各自治体等への配布の際、声かけいただければ合同で広報活動をさせていきただくことも可能であると考えている。また、不定期になるかもしれないが、引き続き両制度の連携について協議していく機会を持ちたいと考えている。

調査士会：今後も引き続き連携協議をよろしくお願いします。

６．その他

・登記識別情報の受領について

法 務 局：合筆登記の際の登記識別情報の受領について、補助者が受領に来られる場合は、委任状（特定事務指示書）を忘れず持参していただくようお願いしたい。

・熊野支局と尾鷲出張所の統合について

調査士会：統合の時期は決定されたか？

法 務 局：統合の時期についてはまだ決定していない。

・資格証明書の省略化について

調査士会：昨年の打合せ会において、資格証明書の省略化が実施されるとお聞きしたが、実施時期はいつ頃か？

法 務 局：実施時期は未定であるが今年度内に実施したいとの情報は聞いている。